

業 種	海運（旅客）
取組分野	（８）重大な事故等への対応
テ ー マ	地震発生時における船舶の緊急離岸・出港並びに移乗訓練
取組の狙い	<p>地震が発生して停電後、竹芝棧橋の停泊中の船舶に対して避難のための緊急離岸が発令された場合、手動でボーディングブリッジを離脱し、最低限の船員で離岸・出港並びに移乗訓練等を実施して災害に備える。</p> <p>また、災害発生に備え、通話訓練、燃料確保、船内非常食の備置及び噴火災害の合同対策訓練等に参加して、対応の体制を整備する。</p>
具体的内容	<p>１．地震発生時における船舶の緊急離岸・出港</p> <p>東日本大震災時の状況から、竹芝棧橋の停泊中の船舶が津波等に対して緊急離岸命令が発令された場合、陸側が停電することを想定して、手動でボーディングブリッジを離脱し、最低限の船員で陸上要員の手を借りず離岸・出港する訓練並びに、ジェットフォイルを橘丸に横付けして旅客を移乗する訓練を以下のとおり立案・実施している。</p> <p>また、訓練の実施後は、見直しを実施して来年以降の訓練に反映し、実際に緊急離岸・出港できるよう継続的に実施している。</p> <p>① 2016（H28）年度：商船三井フェリーが大洗港停泊中に、大地震により緊急出港する訓練を見学</p> <p>② 2016（H28）年度：貨客船「さるびあ丸」において、地震発生により電源喪失した場合、竹芝フェリーターミナルのボーディングブリッジを緊急離脱する訓練を製造メーカー指導のもと実施</p> <p>③ 2017（H29）年度：ボーディングブリッジの所有者である東京都の許可を取り、自社船員のみでボーディングブリッジを離脱し、もやい綱を船員で切断し緊急離岸を行う訓練を実施</p> <p>④ 2018（H30）年度は、貨客船「橘丸」が竹芝客船ターミナルに停泊中、また、ジェットフォイルが伊豆大島から東京に向かって航行中に地震が発生、津波警報が発令され 90 分後に東京湾へ到達するという想定で社内外、関係先と連携する以下の大規模訓練を実施</p> <p>(1) 非常対策本部を設置しての情報伝達訓練 (2) 橘丸船員による手動でのボーディングブリッジ離脱、もやい綱を切断しての緊急出港訓練 (3) 鯨との衝突回避を想定したジェットフォイルの緊急停止訓練 (4) ジェットフォイルから橘丸への旅客移乗訓練</p> <p>【ボーディングブリッジ離脱訓練】</p>



【もやい綱切断訓練】



【ジェットフォイルからの移乗訓練】



2. その他の重大事故・災害等への対応

重大な事故・災害等への対応については、「事故処理基準」に対応を明記し、平成 26 年度以降、関係機関（海上保安庁、消防庁等）と連携し、2014

	<p>(H26)年：5回、2015 (H27)年：3回、2016 (H28)年：8回、2017 (H29)年：7回の重大事故等を想定した訓練を定期的実施するほか、特に以下の訓練に参加若しくは対応措置を講じている。</p> <p>① 通話訓練：毎年実施 災害時の電話不通を想定した衛星電話での通話訓練</p> <p>② 燃料の確保：2015 (H27)年3月 災害時に供給不足が想定されるジェットフォイル燃料を自社で確保</p> <p>③ 船内非常食の備置：2016 (H28)年9月 ジェットフォイルの事故・震災時に備え非常食 270 個を船内に備置</p> <p>④ 噴火災害の合同対策訓練参加：2016 (H28)年11月 東京都、大島町、利島村の噴火災害を想定した合同災害対策訓練における島民の避難訓練にジェットフォイルが参加</p>
取組の効果	<p>① 手動でのボーディングブリッジ離脱が実施可能となったこと</p> <p>② 必要最小限の船員での緊急離岸・出港が実施可能となったこと</p> <p>③ 事故・災害等を想定した際、何が発生するか、どんな準備をすべきかを議論して対応を考えて準備し、誰もが対応できるよう訓練が継続実施できていること</p>
事業者名	<p>東海汽船株式会社 (連絡先 03-3436-1139)</p>